

日本政策金融公庫の利用方法

POINT
事業を営む方、新たに事業を始める方が対象
事業に必要な運転資金や設備資金を融資

知人から日本政策金融公庫を勧められました。

公庫は、誰でも利用できるのですか？

日本政策金融公庫とは

日本政策金融公庫は、100%政府出資の政策金融機関です。国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業の3つの事業があり、中小企業者、農林水産事業者の支援を行っています。

国民生活事業は、小規模事業者への融資が主な業務です。東日本大震災からの復興支援や社会的・経済的な環境の変化により、資金繰りに影響を受けた小規模事業者の支援をするためにセーフティネット機能の役割を果たしています。

また、今後の日本経済発展のため、創業・新事業、事業再生、ソーシャルビジネス、海外展開など、成長戦略分野の支援に力を入れています。

利用可能な方・利用方法

国民生活事業では、事業を営んでいる中小企業・小規模事業者の方や、新たに

事業を始める方であれば、どなたでも利用可能です。個人・法人は問いません。営業年数や居住年数などによる資格も原則としてありません。事業を始めたばかりで決算申告を終わっていない方でも利用できます。

ほとんどすべての業種の方が利用可能ですが、金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業など一部の業種の方は利用できません。また、営業に許認可が必要な業種の場合は、原則として許認可が必要ですが、許認可を受けることが確実な場合などには、利用可能な場合があります。

融資の対象となるのは、事業に必要な運転資金や設備資金です。商品の仕入や手形決済などのための運転資金、店舗の新築・増改築や車両の購入など設備資金のいずれにも幅広く利用できます。ただし、店舗付き住宅を購入する場合の住宅

部分や、株式会社など法人を設立するための資本金や増資のための出資金などは対象になりません。

担保や保証人

担保などの有無により適用できる融資制度、融資限度額、利率などが異なります。ご希望を伺いながら手続きを進めていきます。

たとえば「担保を不要とする融資」は、原則として法人の方は無担保・代表者の方のみの保証、個人の方は無担保・無保証

お申込時の必要書類

個人営業の方	法人営業の方
<ul style="list-style-type: none"> ●申告決算書 最近2期分 (申告されている場合) ●見積書(設備資金をお申込の場合) ●企業概要書(はじめてご利用される方) ●創業計画書(新たに事業を始める方または事業を開始して間もない方) 	<ul style="list-style-type: none"> ●法人の履歴事項全部証明書 または登記簿謄本 (はじめてご利用される方) ●最近2期分の確定申告書・決算書 (勘定科目明細書を含む) ●最近の試算表 (決算後6カ月以上経過している場合)

回答



日本政策金融公庫
 静岡支店国民生活事業
坂尻倫人 さん

人での融資を行う制度です。税務申告を2期以上行っている方が利用できます。当制度は、所得税等を原則として完納していることを確認するなど、申込にあたって一定の条件があります。そのほかに、創業者向けに無担保で融資できる制度もあります。

公庫には、セーフティネット貸付、環境・エネルギー対策貸付、生活衛生貸付、新規開業資金、海外展開資金、マル経融資などさまざまな融資制度があります。

静岡商工会議所では毎月、日本政策金融公庫による融資相談会を開催しています。ご希望の方は、中小企業相談所 静岡支所 TEL 054-2533-5113 清水支所 TEL 054-3353-3401 へ、ご連絡ください。